

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	新型コロナウイルス感染症対策事業(雇用支援事業)								
予算 の 執行状況	一般会計 2 款 1 項 1 目			部課名	総務部 総務人事課				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源
	21,252	13,892		0	0	0	0	0	13,892
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症による経済状況の急激な悪化に伴い、就職内定の取消しを受けた方や離職を余儀なくされた方等を会計年度任用職員として雇用し、緊急的に雇用支援を行うもの。								
施策の実績	<p>1. 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業所等から就職内定を取消された方、離職を余儀なくされた方等</p> <p>2. 任用実績 任用予定人数 15名 任用人数 13名</p> <p>3. 業務内容 新型コロナウイルス感染症に伴って生じた業務及び市の各種事業等における一般事務の補助</p>								
施策の成果	<p>1. 成果指標 任用予定数(15名)に対する任用人数(13名) 任用率86.7%</p> <p>2. 成果 (1) 就職内定を取消された方や、離職を余儀なくされた方に対し、雇用の確保を図り生活の安定に寄与することができた。 (2) 任用された会計年度任用職員の前職の経験等を踏まえた配属を行うことができた。</p>								
現況と課題	<p>事業所等から就職内定を取消された方や、離職を余儀なくされた方の申込みが、募集直後は少数であったものの、年間を通して応募を受け付けることで、ほぼ想定どおりの人数を雇用することができた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況が離職者数に影響を及ぼすことから、感染症の状況を見据えた事業継続の検討が必要となる。</p>								
評価	①行政関与の妥当性	C	A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。						
	②手段の妥当性	B	A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。						
	③成果 (意図した成果が上がっているか)	B	A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。						
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。						

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	子育て世代・生活支援事業(第四弾)								
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 2 項 1 目			部課名		福祉子ども未来部 子ども未来課			
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源
	4,000	3,865		0	2,461	0	1,404	0	0
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症の影響による生活の制限が長期化する中で、「コロナに負けるな！子育て応援パック」の第四弾を送付し、親子の活力の創出と子育て世帯への経済的支援を行うとともに、地元経済の支援を行うもの。								
施策の実績	<p>塩竈市子育て応援パック(第四弾)</p> <p>1. 対象世帯 (1)児童扶養手当受給世帯 (2)児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で令和3年度分の住民税均等割が非課税の方</p> <p>2. 送付時期 令和3年12月</p> <p>3. 送付内容 ・食料品(米5kg、鮭フレーク等) ・感染防止対策品(除菌シート等) ・子育て支援等に関する情報の資料</p>								
施策の成果	<p>1.成果指標 送付世帯数 772世帯</p> <p>2.成果 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により生活の制限が伴う中、不安を抱える子育て世帯に対して支援を行うことで、生活の一助となることができた。 また、応援パックを受け取った市民からハガキや電話等により感謝のメッセージが多数届き、支援のニーズの高さが伺えた。</p> <p>(2) 地元事業者の事業継続支援に繋げることができた。</p>								
現況と課題	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び子育て世帯の経済的負担を考慮し、今後の支援を検討する必要がある。								
評価	①行政関与の妥当性	C	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。						
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。						
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。						
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	C	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。						

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																	
施策名 (事務事業名)	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業																	
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 2 項 1 目			部課名	福祉子ども未来部 子ども未来課													
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源									
	89,986	70,766		70,765	0	0	0	0	1									
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。																	
施策の実績	<p>1. 支給対象者</p> <p>(1)低所得のひとり親世帯</p> <p>① 令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けている方</p> <p>② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>③ 令和3年4月分児童扶養手当の支給は受けていないが、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>(2)低所得の子育て世帯</p> <p>① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</p> <p>② 令和3年5月から令和4年3月までに新たに児童手当又は特別児童扶養手当の認定を受けた方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</p> <p>③ 中学校終了から18歳までの児童の養育者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</p> <p>④ 対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方</p> <p>2. 支給額</p> <p>児童1人当たり 一律 50,000円</p> <p>3. 実施期間</p> <p>令和3年5月11日～令和4年3月31日</p>																	
施策の成果	<p>1. 成果指標 (単位:人、千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>低所得のひとり親世帯</th> <th>低所得の子育て世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童数</td> <td>756</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>給付額</td> <td>37,800</td> <td>25,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、経済的に困窮した子育て世帯に対して給付金を支給することで、家計の安定に向けた支援を行うことができた。</p>										低所得のひとり親世帯	低所得の子育て世帯	対象児童数	756	510	給付額	37,800	25,500
	低所得のひとり親世帯	低所得の子育て世帯																
対象児童数	756	510																
給付額	37,800	25,500																
現況と課題	経済的に困窮する子育て世帯について、国の動向を見据え支援を継続していく必要がある。																	
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。															
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。															
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。															
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	A	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。															

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																								
施策名 (事務事業名)	子育て世帯臨時特別給付事業																								
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 2 項 1 目			部課名	市民生活部 保険年金課																				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																
	746,222	714,912		691,769	0	0	23,131	0	12																
施策の趣旨 (目的)	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、高校生相当以下の児童を養育している世帯に対し、給付を行うもの。																								
施策の実績	<ol style="list-style-type: none"> 支給対象者 0歳から高校生相当児童を養育している世帯 対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童 支給額 対象児童1人につき 100千円 支給実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受給者数</th> <th>対象児童数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限有</td> <td>4,479人</td> <td>6,857人</td> <td>685,700千円</td> </tr> <tr> <td>独自給付</td> <td>151人</td> <td>231人</td> <td>23,100千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,630人</td> <td>7,088人</td> <td>708,800千円</td> </tr> </tbody> </table> 										受給者数	対象児童数	支給額	所得制限有	4,479人	6,857人	685,700千円	独自給付	151人	231人	23,100千円	合計	4,630人	7,088人	708,800千円
		受給者数	対象児童数	支給額																					
所得制限有	4,479人	6,857人	685,700千円																						
独自給付	151人	231人	23,100千円																						
合計	4,630人	7,088人	708,800千円																						
	※ 事業に係る事務費 所得制限有:6,071千円、独自給付:41千円 ※ 補助率 所得制限有:国10/10																								
施策の成果	成果 給付金を支給したことで、子育て世帯に与える経済的負担を軽減することができた。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の基準を超える所得制限超過世帯に対しても、独自給付として実施した。																								
現況と課題	給付金の対象児童が令和4年3月31日までに生まれた児童となっていることから、令和4年度も引き続き繰越事業として実施した。																								
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																						
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。																						
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。																						
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。																						

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	ひとり親世帯臨時給付金事業								
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 2 項 3 目			部課名	福祉子ども未来部 子ども未来課				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源
	7,170	7,042		0	0	0	7,041	0	1
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症の影響で子育て負担の増加や収入の減少などの影響を受けているひとり親世帯等に対する支援策として、本市独自の臨時給付金を支給するもの。								
施策の実績	<p>1. 支給対象者</p> <p>(1) 令和3年4月1日時点において本市に住所を有している者</p> <p>(2) 令和3年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>(3) 令和3年4月1日時点において児童扶養手当の受給資格がある者</p> <p>2. 支給額</p> <p>児童1人当たり 一律 10,000円</p> <p>3. 実施期間</p> <p>令和3年5月11日～令和4年3月31日</p>								
施策の成果	<p>1. 成果指標</p> <p>対象児童数 694人</p> <p>支給額 6,940,000円</p> <p>2. 成果</p> <p>子育てと仕事をひとりで担い、経済的に困窮しやすいひとり親世帯に対して給付金を支給することで、家計の安定に向けた支援を行うことができた。</p>								
現況と課題	経済的に困窮するひとり親世帯について、国の動向も見据え支援を継続していく必要がある。								
評価	①行政関与の妥当性	A	A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。						
	②手段の妥当性	A	A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。						
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。						
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	A	A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。						

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																		
施策名 (事務事業名)	学生応援事業																		
予算 の 執行状況	一般会計 2 款 1 項 7 目			部課名	総務部 政策課														
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源										
	969	969		0	0	0	969	0	0										
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて帰省が困難となった塩竈市出身で市外在住の学生に、ふるさと塩竈を感じていただける支援品を送り、学生及びその保護者を支援する。																		
施策の実績	<p>1. 対象者 以下のいずれにも該当する学生 (1) 市外の専修学校、短期大学、大学、大学院等に在学し、市外に居住している方 (海外の学校を除く) (2) 保護者が塩竈市に住民登録している方</p> <p>2. 支援品 市内事業者が製造する、電子レンジや湯煎などで簡単に調理が可能な食品</p> <p>3. 支援品発送件数 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>第1便</th> <th>第2便</th> <th>第3便</th> <th>第4便</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>52</td> <td>31</td> <td>28</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table>									第1便	第2便	第3便	第4便	合計	57	52	31	28	168
第1便	第2便	第3便	第4便	合計															
57	52	31	28	168															
施策の成果	<p>1. 成果指標 令和3年度支援品発送件数:168件(前年度:190件)</p> <p>2. 成果 学生に対して実施したアンケートの結果では、事業評価と内容物の評価に対する高評価の割合が共に100%と、学生の満足度が高い結果となった。</p>																		
現況と課題	<p>SNSやマスコミを活用し情報周知を行ったが、令和3年度の発送件数は前年度比で22件減少となった。発送件数減少の要因としては情報周知方法であると考えられるため、次年度以降は周知方法を工夫する必要がある。</p> <p>また、この年代に対する施策として、アンケート結果を踏まえながら、今後も繋がりを持てるような施策を検討する必要がある。</p>																		
評価	①行政関与の妥当性	D	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																
	②手段の妥当性	B	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。																
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	D	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。																
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。																

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ													
施策名 (事務事業名)	コロナ対策高齢者支援事業													
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 1 項 3 目			部課名		福祉子ども未来部 高齢福祉課								
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源					
	77,620	68,296		0	0	0	68,205	91	0					
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、長期にわたり外出自粛を余儀なくされていた65歳以上の高齢者に対し、ワクチン接種後の外出促進や一人暮らしの高齢者の孤立化・孤独死対策を実施することにより、コロナ禍においても引き続き健康で暮らし続けられるよう支援する。													
施策の実績	1. 高齢者お出かけ支援事業 (1)事業概要 ①対象者 昭和32年4月1日以前に生まれた65歳以上の高齢者 18,668人(基準日:令和3年7月31日) ②商品券金額 1人あたり 3,000円 【小規模店舗専用券2,000円、大規模店舗を含む全店舗用1,000円】 ③同封配布物 閉じこもり予防リーフレット「お出かけ達人生活」 ④使用期間 令和3年8月1日～11月30日(4か月間) (2)事業実績 ①配布実績 受領:18,614人(99.7%) 不達:50人 受領拒否:4人 ②商品券使用金額 52,748,000円(使用率94.5%) (3)参加店舗 396店(大規模店舗内各テナント含む)													
	2. 高齢者あんしん見守り支援事業(令和3年10月1日から事業開始) (1)事業概要 ①対象者 ア 65歳以上のひとり暮らしの方 イ ひとり暮らしで身体障害者手帳1級又は2級を所持する方(ただし、同居人が身体障害者、疾病若しくは高齢のため身体が不自由である場合又は就労若しくは修学のため不在になる場合は対象となる) ②助成対象経費 見守りサービスを利用する際にかかる以下の経費の一部または全部 ア 見守り機器の設置費用等の初期費用 イ 初期費用の負担が無い場合、月額利用料の1か月分 ③助成額と限度額 対象費用の区分に応じて、助成対象経費または限度額のいずれか少ない方の額 ア 設置費等初期費用:限度額15,000円(税込) イ 月額利用料1か月分:限度額1,500円(税込) ※アの助成を受けた場合、イは対象外。 ※助成を受けることができるのは、対象者1人につき、1回限り。													
(2)事業実績 (単位:件、千円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>										令和3年度	助成件数	20	助成金額	212
	令和3年度													
助成件数	20													
助成金額	212													

新型コロナウイルス感染症対策事業

<p>施策の成果</p>	<p>1.成果指標</p> <p>(1)商品券の配布金額に対する利用率 利用額 52,748千円 / 配布総額 55,842千円 = <u>94.5%</u></p> <p>(2)外出した人数(利用金額から推計) 利用額 52,748千円 / 一人当たり配布額 3千円 ≙ <u>17,582人</u></p> <p>(3)商品券が利用された店舗の割合 利用店舗数 355店 / 登録店舗数 396店 = <u>89.6%</u></p> <p>2.成果</p> <p>(1)およそ17,582人が利用したことから、外出自粛期間からの外出支援として、多くの高齢者に外出を促すことができた。</p> <p>(2)配布した商品券の総額に近い52,748千円が登録店の約9割で利用されたことから、コロナ禍で厳しい状況に置かれている地域経済への支援として、地元事業者の事業継続に貢献することができた。</p> <p>(3)高齢者あんしん見守り支援事業において、対象者に対して、経費の一部または全部を助成することにより、見守りサービスを利用する動機付けが図られた。</p>		
<p>現況と課題</p>	<p>1. コロナ禍は継続しているものの、本事業実施当時と比較し、ワクチン接種の進捗や国の指針により、感染予防対策は大きく変化している。外出自粛による閉じこもり予防・外出支援を目的の一つとして実施した本事業は、昨年時点で一定の成果があった。</p> <p>2. 今後は介護保険事業で実施している各種の介護予防事業を推進することを基本として、引き続きコロナ禍における状況の変化に応じ、国の交付金等も活用しながら更なる予防対策を講じて行く必要がある。</p> <p>3. 今後も独居高齢者数は増加すると見込まれ、ひとり暮らし高齢者の日常生活の不安軽減を図るため、見守り支援事業の普及に向けた取り組みを推進していく必要がある。</p>		
<p>評価</p>	<p>①行政関与の妥当性</p>	<p>C</p>	<p>A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。</p>
<p>②手段の妥当性</p>	<p>B</p>	<p>A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。</p>	
<p>③成果(意図した成果が上がっているか)</p>	<p>A</p>	<p>A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。</p>	
<p>④効率性(低い場合コスト改善の余地)</p>	<p>B</p>	<p>A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。</p>	

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																												
施策名 (事務事業名)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業																												
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 1 項 1 目			部課名	福祉子ども未来部 生活福祉課																								
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																				
	13,471	4,814		4,814	0	0	0	0	0																				
施策の趣旨 (目的)	塩竈市社会福祉協議会で実施しているコロナ禍における生活困窮者を対象とした緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮者に対し、支援金を支給する。																												
施策の実績	<p>1. 概要</p> <p>(1) 支給対象 緊急小口資金等の特例給付を利用できない世帯で以下の要件を満たす者。 ① 収入要件 (a)市町村民税均等割非課税額の1/12+(b)住宅扶助基準額 ② 資産要件 預貯金が(a)の6倍以下(ただし100万円以下) ③ 求職等 ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請</p> <p>(2) 支給額：単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 (3) 支給期間：7月以降の申請月から3ヶ月 ※ 再支給(3か月の追加支給)も可</p> <p>2. 支給実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給世帯</th> <th>支給額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5世帯</td> <td>720</td> <td>うち再支給1世帯</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>4世帯</td> <td>960</td> <td>うち再支給1世帯</td> </tr> <tr> <td>3人以上世帯</td> <td>8世帯</td> <td>2,500</td> <td>うち再支給2世帯</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17世帯</td> <td>4,180</td> <td>うち再支給4世帯</td> </tr> </tbody> </table>										支給世帯	支給額	備考	1人世帯	5世帯	720	うち再支給1世帯	2人世帯	4世帯	960	うち再支給1世帯	3人以上世帯	8世帯	2,500	うち再支給2世帯	合計	17世帯	4,180	うち再支給4世帯
	支給世帯	支給額	備考																										
1人世帯	5世帯	720	うち再支給1世帯																										
2人世帯	4世帯	960	うち再支給1世帯																										
3人以上世帯	8世帯	2,500	うち再支給2世帯																										
合計	17世帯	4,180	うち再支給4世帯																										
施策の成果	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困窮し、生活再建を実施しようとしている世帯に対し、生活資金の支援を迅速かつ適切に実施することができた。																												
現況と課題	給付金の受給条件として就職活動を行うこととなっており、この活動を支援することにより、再就職して自立に結びつくケースが多い。																												
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																										
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。																										
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	B	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。																										
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。																										

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																						
施策名 (事務事業名)	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業																						
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 1 項 1 目			部課名	福祉子ども未来部 生活福祉課																		
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源														
	742,744	560,700		493,344	0	0	0	0	67,356														
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、住民税均等割が非課税の世帯や、家計急変世帯などの生活困窮世帯に対する、生活費用の支援として10万円の臨時特別給付金を給付する。																						
施策の実績	<p>1. 概要 下記のいずれかの条件を満たす、令和3年12月10日現在、本市に住民登録されている世帯 ① 令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯 ② 令和3年1月以降の家計急変世帯 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯、もしくは令和3年度分住民税均等割が課せられている世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税（相当）水準以下の世帯</p> <p>2. 給付実績</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>申込内容</th> <th>確認書</th> <th>申請書</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5,557世帯</td> <td>18世帯</td> <td>5,575世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【確認書内訳】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>送付</th> <th>うち給付</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,992世帯</td> <td>5,557世帯</td> <td>92.74%</td> </tr> </tbody> </table>									申込内容	確認書	申請書	合計	件数	5,557世帯	18世帯	5,575世帯	送付	うち給付	合計	5,992世帯	5,557世帯	92.74%
申込内容	確認書	申請書	合計																				
件数	5,557世帯	18世帯	5,575世帯																				
送付	うち給付	合計																					
5,992世帯	5,557世帯	92.74%																					
施策の成果	新型コロナウイルス感染症の影響を受け困窮している世帯に対し、生活資金の支援を迅速かつ適切に実施することができた。																						
現況と課題	<p>1. 税情報を確認したプッシュ型通知の実施をすることにより、真に困窮している非課税世帯に対して、これまでより迅速に給付することができた。</p> <p>2. 家計急変世帯については、市町村において把握が出来ないことから、給付資格があるにもかかわらず申請を実施していない世帯に的確に情報を伝える方法の検討が必要である。</p>																						
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																				
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。																				
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。																				
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	A	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。																				

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																										
施策名 (事務事業名)	原油高騰対策灯油購入費助成事業																										
予算 の 執行状況	一般会計 3 款 1 項 1 目			部課名		福祉子ども未来部 生活福祉課																					
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																		
	24,300	14,298		0	2,000	0	0	0	12,298																		
施策の趣旨 (目的)	生活に困窮している世帯に対して、原油高騰対策として対象となる1世帯5千円分の灯油購入費助成券を送付する。																										
施策の実績	<p>1. 概要</p> <p>(1) 対象世帯</p> <p>① 75歳以上の高齢者世帯</p> <p>② 18歳以下の子どもがいるひとり親世帯 ○児童扶養手当受給者 ○母子・父子家庭医療費受給者</p> <p>③ 重度障がい者（以下の手帳の交付を受けている方）がいる世帯 ○身体障害者手帳 1級又は2級 ○療育手帳A ○精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>④ 生活保護被保護世帯</p> <p>(2) 助成額等 1世帯あたり5千円分の灯油購入費助成券</p> <p>2. 送付実績</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>①高齢者</th> <th>②ひとり親</th> <th>③障がい者</th> <th>④生活保護</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,617</td> <td>207</td> <td>240</td> <td>256</td> <td>2,320</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【申請比率】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>郵送数</th> <th>申請</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,456</td> <td>2,320</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table>									対象	①高齢者	②ひとり親	③障がい者	④生活保護	合計	世帯数	1,617	207	240	256	2,320	郵送数	申請	比率	2,456	2,320	94.5%
対象	①高齢者	②ひとり親	③障がい者	④生活保護	合計																						
世帯数	1,617	207	240	256	2,320																						
郵送数	申請	比率																									
2,456	2,320	94.5%																									
施策の成果	<p>1. 暖房等に使用するため灯油の需要が高まる厳冬期に、灯油購入費助成券を迅速に送付することによって、原油高騰の影響を受けている生活困窮者に対して、家計支援を適切に実施することができた。</p> <p>2. 対象世帯の未申請を防ぐために、広報しおがまやコロナかわら版に掲載するとともに、民生委員児童委員やふれあいサポートセンター等の協力をいただき周知した。</p>																										
現況と課題	<p>1. 灯油を使用しないオール電化世帯などは利用できないことから、これらの世帯が活用できる助成方法の検討が必要である。</p> <p>2. 対象世帯以外にも生活困窮世帯があるかどうか支援範囲について検証する必要がある</p>																										
評価	①行政関与の妥当性	C	A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																								
	②手段の妥当性	A	A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。																								
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。																								
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。																								

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	新型コロナウイルスワクチン接種事業								
予算 の 執行状況	一般会計 4 款 1 項 2 目			部課名	福祉子ども未来部 健康づくり課				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源
	572,361	472,457		468,347	0	0	0	4,110	0
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症の感染防止かつ重症化防止のため、住民へ新型コロナウイルスワクチンの接種を迅速かつ円滑に行うための体制を整える。								
施策の実績	1. 接種スケジュール								
		1回目接種		2回目接種		3回目接種			
	医療従事者	令和3年2月～		令和3年3月～		令和3年12月～			
	浦戸地区	令和3年4月23日～		令和3年5月14日～		令和4年1月23日～			
	高齢者施設入所者・従事者	令和3年4月27日～		令和3年5月18日～		令和4年1月25日～			
	一般	65歳以上	令和3年5月20日～		令和3年6月10日～		令和4年2月3日～		
		基礎疾患患者、60歳～64歳	令和3年7月8日～		令和3年7月29日～		令和4年2月16日～		
		12歳～15歳					-		
		16歳～17歳	令和3年7月17日～		令和3年8月7日～		-		
		18歳～19歳					令和4年2月23日～		
		20歳～22歳、58歳～59歳	令和3年7月21日～		令和3年8月11日～		令和4年2月23日～		
		23歳～57歳	令和3年8月5日～		令和3年8月26日～		令和4年3月9日～		
	5歳～11歳	令和4年3月10日～		令和4年3月31日～		-			
	2. 接種券の発送								
	【1・2回目】								
年齢	65歳以上	60歳～64歳	16歳～59歳	12歳～15歳	5歳～11歳				
発送日	令和3年4月15日	令和3年6月26日	令和3年6月29日	令和3年7月5日	令和4年2月28日				
※ 医療従事者及び施設従事者は、別途作成「接種券付き予診票」にて接種を実施									
【3回目】 2回目接種終了後6か月～8か月経過後送付(令和3年11月26日～)									
3. 接種方法									
(1) 集団接種									
① 浦戸地区									
【接種会場】 浦戸諸島開発総合センター									
【接種日・接種実績】									
		期間		実績					
	1回目	令和3年4月23日～25日		280回					
	2回目	令和3年5月14日～16日		280回					
	3回目	令和4年1月23日～24日		258回					
【使用ワクチン】ファイザー社製									
【交通支援】臨時便で、各地区(島)をピストン輸送									
【救急体制】塩釜地区消防事務組合の協力で消防艇を野々島漁港内浮棧橋付近に待機									
② 浦戸地区以外									
【会場・接種日・接種実績・使用ワクチン】									
	会場	期間		日数	実績	使用ワクチン			
1・2回目	塩釜ガス体育館	令和3年5月20日～8月21日		89日	43,118回	ファイザー社製			
	津波防災センター	令和3年9月11日～11月28日		24日	5,846回				
3回目	塩釜ガス体育館	令和4年2月16日～2月27日		6日	2,559回	武田/モデルナ社製			
		令和4年3月9日～3月27日		9日	3,170回				
合計				128日	54,693回	市外住民も含む			
【予約方法】 塩竈市WEB予約、コールセンター 等									
【優先接種等】									
・エッセンシャルワーカー(教育・保育・警察・消防・障がい・介護等)									
		期間		実績					
	1・2回目	令和3年6月21日～7月28日		1,847回					
	3回目	令和4年3月9日～3月20日		56回					

施策の実績	・事前予約不要ワクチン接種												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期間</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2回目</td> <td>令和3年11月6日～11月28日</td> <td>222回</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>令和4年3月23日,26日,27日</td> <td>82回</td> </tr> </tbody> </table>		期間	実績	1・2回目	令和3年11月6日～11月28日	222回	3回目	令和4年3月23日,26日,27日	82回			
		期間	実績										
	1・2回目	令和3年11月6日～11月28日	222回										
	3回目	令和4年3月23日,26日,27日	82回										
	(2)個別接種 【接種医療機関】 市内28医療機関(うち小児は6医療機関) 【接種期間】 1回目 令和3年7月29日～ 2回目 令和3年8月19日～ 3回目 令和4年2月3日～ 【使用ワクチン】 ファイザー社製(令和3年7月～) 武田/モデルナ社製(令和4年3月～) 【予約方法】 塩竈市WEB予約、コールセンター、直接医療機関による受付 【接種実績】 33,723回(市外住民も含む) 【優先接種等】 ・妊婦枠(妊婦及び配偶者(パートナー)) 実績 44回 ・パパ・ママ枠(乳幼児(0～2歳児)の父母) 実績 74回												
	(3)大規模集団接種(東北大学ワクチン接種センター) 【接種会場】 ヨドバシカメラマルチメディア仙台4階 【接種期間】 1・2回目 令和3年6月16日～ 3回目 令和3年12月20日～ 【使用ワクチン】 武田/モデルナ社製 【予約方法】 宮城県WEB予約、コールセンター 【接種実績】 9,588回(1回目～3回目:VRSデータ参照)												
	(4)高齢者施設等入所者・従事者への接種 【対象施設】 市内高齢者施設(特別養護老人ホーム、グループホーム等) 障がい者施設等 合計 22施設 【接種期間・接種実績】												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期間</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目・2回目</td> <td>令和3年4月27日～6月29日</td> <td>2,165回</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>令和4年2月2日～3月16日</td> <td>952回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>3,117回</td> </tr> </tbody> </table>		期間	実績	1回目・2回目	令和3年4月27日～6月29日	2,165回	3回目	令和4年2月2日～3月16日	952回	合計		3,117回
		期間	実績										
1回目・2回目	令和3年4月27日～6月29日	2,165回											
3回目	令和4年2月2日～3月16日	952回											
合計		3,117回											
【使用ワクチン】 ファイザー社製 【対応方法】 施設医による接種、塩釜医師会医師による巡回接種													
(5)その他 ① 市外でのワクチン接種 (市外接種会場(個別接種、集団接種)での接種、職域接種) 【接種実績】 14,728回(1回目～3回目)													

新型コロナウイルス感染症対策事業

施策の成果	接種実績(接種率※令和4年3月31日時点)				
			1回目接種	2回目接種	3回目接種
	接種可能年齢		5歳以上	5歳以上	12歳以上
	対象者数		51,483人	51,483人	48,777人
	接種人数		43,959人	43,447人	21,222人
	接種率		85.4%	84.4%	43.5%
	うち高齢者 (65歳以上)	対象者数	18,119人	18,119人	18,119人
		接種人数	17,150人	17,103人	15,014人
		接種率	94.7%	94.4%	82.9%
	うち小児 (5歳～11歳)	対象者数	2,706人	2,706人	-
接種人数		236人	0人	-	
接種率		8.7%	0%	-	
<p>※令和4年3月31日現在、各接種会場におけるワクチン接種記録システム(VRS)による報告を集計</p> <p>・1回目、2回目接種、高齢者の3回目接種は、接種率が80%を超えており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化予防の一助を担った。</p>					
現況と課題	<p>小児も含め若年者のワクチン接種への理解を促進する接種勧奨を継続して進めていくとともに、国から今後の接種スケジュールが示され次第、県や二市三町、医師会等の関係機関と調整をとりながら、速やかに新たな接種体制を構築する必要がある。</p>				
評価	①行政関与の妥当性	A	<p>A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。</p>		
	②手段の妥当性	A	<p>A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。</p>		
	③成果 (意図した成果が上がっているか)	A	<p>A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。</p>		
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	A	<p>A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。</p>		

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業								
予算 の 執行状況	一般会計 4 款 1 項 2 目			部課名	福祉子ども未来部 健康づくり課				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源
	27,721	20,182		0	0	0	20,182	0	0
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルスワクチンの接種の実施にあたり、交通手段の確保やワクチン接種行動喚起策、接種推進PR活動などを通じ、市全体のワクチン接種率の向上を図る。								
施策の実績	<p>1. ワクチン接種行動喚起事業(新型コロナワクチン接種促進キャンペーン)</p> <p>(1) 第1弾 (令和3年6月～8月) 【対象者】 65歳以上でワクチンを2回接種した方 【贈呈品】 笹かま・お菓子・水産加工品詰め合わせ、すし食事券</p> <p>(2) 第2弾 (令和3年10月～12月) 【対象者】 10月21日～12月1日までにワクチンを2回接種した10代～30代の方 【贈呈品】 すし食事券、仲卸市場食事券、クオカード (80周年記念デザイン)</p> <p>2. 会場移動支援(タクシー助成券事業)</p> <p>65歳以上の障がいをお持ちの方、要介護認定、要支援認定を受けている方等の交通弱者を対象に、自宅と集団接種会場の往復に利用可能なタクシー券の助成を行う。</p> <p>(1) 第1弾(1・2回目接種分) 利用限度額2,000×4枚(市内自宅～市内接種会場間) 交付人数:4,332名 利用実績:利用件数 5,049件(利用金額:5,833,100円)</p> <p>(2) 第2弾(3回目接種分) 利用限度額2,000×2枚(市内自宅～市内接種会場間) 交付人数:3,672名 利用実績:利用件数 1,780件(利用金額:1,894,340円)</p> <p>3. ワクチン接種推進PR活動事業</p> <p>(1)リーフレット(新型コロナワクチンについて知ってほしいこと)の作成 (2)「新型コロナワクチンまちかど相談室」の開設 会場:イオンタウン塩釜、ヨークベニマル塩釜店、市役所本庁舎 概要:保健師による接種についての説明、予診票の書き方 等 開催日:令和3年4月21日、26日、5月10日、11日、13日、14日、17日、18日 来場者数:762名 (3)「新型コロナワクチンラジオ相談室」の放映:令和3年5月6日～31日</p>								
施策の成果	接種促進キャンペーン、接種推進のPR活動を実施することで市民にワクチン接種について関心を持っていただき、接種率向上への一助となった。 また、交通弱者を対象にタクシー助成券を提供することで、接種会場までの移動手段のない方もワクチン接種が可能となり、接種率の向上につながることができた。								
現況と課題	接種率が低迷している若年者層の接種率の向上が、今後の新型コロナ感染症の感染拡大防止につながることから、様々な方策を基に接種率の向上に取り組む必要がある。								
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。						
	②手段の妥当性	B	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。						
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	B	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。						
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。						

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ														
施策名 (事務事業名)	防災ラジオ整備事業														
予算 の 執行状況	一般会計 9 款 1 項 3 目			部課名	総務部 危機管理課										
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源						
	3,344	3,344		0	0	0	2,944	400	0						
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症への対策を講じた避難所運営を行うには、三密を回避する必要があることから、防災ラジオを有償配付し、分散避難の呼びかけや分散避難した方々に対し、情報提供を行っていくことを目的とする。														
施策の実績	<p>1. 防災ラジオ整備事業</p> <p>(1)目的 災害発生時に指定避難所が三密状態になることを防止するため、新型コロナウイルス感染症対策として、親族宅や知人宅への避難を呼びかけや情報提供することを目的とする「防災ラジオ」を有償配付した。</p> <p>(2)配付状況 3,344千円 ・購入台数:400台 ・有償配付台数:400台(1,000円/台)</p>														
施策の成果	<p>1. 成果指標</p> <table border="1"> <tr> <td>配付台数</td> <td>希望台数</td> <td>未配付台数</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>687</td> <td>▲ 287</td> </tr> </table> <p>2. 成果 ・防災ラジオを有償配付したことにより、発災時などに分散避難を呼びかけ、三密を回避することができる。</p>									配付台数	希望台数	未配付台数	400	687	▲ 287
配付台数	希望台数	未配付台数													
400	687	▲ 287													
現況と課題	<p>・配付台数に対し、希望台数が上回ったことから、令和4年度も有償配付を実施する。令和5年度以降は、実施等について検討していく必要がある。</p>														
評価	①行政関与の妥当性	A	A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。												
	②手段の妥当性	A	A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。												
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	B	A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。												
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。												

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																																																		
施策名 (事務事業名)	公共施設等感染症対策事業																																																		
予算 の 執行状況				部課名		関係各課																																													
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																																										
	1,827	1,411		0	0	0	1,411	0	0																																										
施策の趣旨 (目的)	市内公共施設等の新型コロナウイルス感染症対策として、各施設に感染症対策用品等を整備することにより、利用者の方々が安心して利用できる環境を整える。																																																		
施策の実績	事業内容 市内の公共施設等に感染症対策として次のとおり、備品、消耗品等を整備した。																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">整備品</th> <th colspan="2">決算額</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち臨時交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設</td> <td>保健センター</td> <td>ペーパータオル、アルコールタオル</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>健康づくり課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社会教育施設</td> <td>エスプ公民館</td> <td>手指消毒液、ペーパータオル、パーテーション等</td> <td>571</td> <td>571</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>美術館</td> <td>手指消毒液、ペーパータオル等</td> <td>206</td> <td>206</td> <td rowspan="2">文化スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>社会体育施設</td> <td>体育館・プール</td> <td>手指消毒液、ゴム手袋、非接触型体温計サーキュレーター、パーテーション等</td> <td>418</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>行政庁舎</td> <td>本庁舎 老番館</td> <td>手指消毒液、手袋、換気用扇風機等</td> <td>193</td> <td>193</td> <td>管財契約課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>1,411</td> <td>1,411</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	施設名	整備品	決算額		担当課		うち臨時交付金	福祉施設	保健センター	ペーパータオル、アルコールタオル	23	23	健康づくり課	社会教育施設	エスプ公民館	手指消毒液、ペーパータオル、パーテーション等	571	571	生涯学習課	美術館	手指消毒液、ペーパータオル等	206	206	文化スポーツ課	社会体育施設	体育館・プール	手指消毒液、ゴム手袋、非接触型体温計サーキュレーター、パーテーション等	418	418	行政庁舎	本庁舎 老番館	手指消毒液、手袋、換気用扇風機等	193	193	管財契約課	合計			1,411	1,411	
	区分	施設名	整備品	決算額		担当課																																													
					うち臨時交付金																																														
	福祉施設	保健センター	ペーパータオル、アルコールタオル	23	23	健康づくり課																																													
	社会教育施設	エスプ公民館	手指消毒液、ペーパータオル、パーテーション等	571	571	生涯学習課																																													
		美術館	手指消毒液、ペーパータオル等	206	206	文化スポーツ課																																													
	社会体育施設	体育館・プール	手指消毒液、ゴム手袋、非接触型体温計サーキュレーター、パーテーション等	418	418																																														
行政庁舎	本庁舎 老番館	手指消毒液、手袋、換気用扇風機等	193	193	管財契約課																																														
合計			1,411	1,411																																															
施策の成果	市内公共施設等に感染症対策用品を整備することにより、感染症の拡大を防止するとともに、市民をはじめ公共施設等の利用者の皆様が安心して利用できる環境を整えることができた。																																																		
現況と課題	消毒液やペーパータオル等の消耗品については、感染症収束後も経常的に必要となってくると思われる。また、購入備品(サーキュレーターや体温計等)のメンテナンス等も考慮していく必要がある。																																																		
評価	①行政関与の妥当性	C	A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																																																
	②手段の妥当性	A	A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。																																																
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	A	A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。																																																
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。																																																

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																																																			
施策名 (事務事業名)	コロナ対策情報発信事業																																																			
予算 の 執行状況	一般会計 2 款 1 項 2 目			部課名		総務部 秘書広報課																																														
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																																											
	5,226	3,930		0	0	0	3,900	0	30																																											
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止に関する情報や、影響を受けた地域経済、住民生活の支援に関する情報を取りまとめ、情報紙や動画などにより、市民へわかりやすく迅速に情報発信することで、感染拡大防止と地域経済回復への支援を促進する。																																																			
施策の実績	1. 広報活動 (1) コロナ対策情報「かわら版」の発行 ・総発行部数 203,000部																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th> <th>発行日</th> <th>主な掲載内容</th> <th>折込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>R3.4.12</td> <td>宮城県独自の緊急事態宣言の延長と事業者支援のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>R3.5.11</td> <td>ワクチン接種の流れの説明、事業者支援のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>R3.6.16</td> <td>ワクチン接種実施のお知らせ、事業者支援のお知らせなど</td> <td>広報</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>R3.6.28</td> <td>64歳以下のワクチン接種実施のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>R3.8.8</td> <td>ワクチン接種状況、Q&A、ワクチン接種に関する注意事項</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>R3.8.24</td> <td>ワクチン接種状況、接種の予約開始日のお知らせ</td> <td>広報</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>R3.10.19</td> <td>未接種の方へのワクチン接種のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>R4.1.18</td> <td>ワクチン追加(3回目)接種のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>R4.2.18</td> <td>PCR検査センター開設のお知らせ</td> <td>広報</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>R4.3.18</td> <td>小児(5-11歳)ワクチン接種、3回目接種のお知らせ</td> <td>新聞</td> </tr> </tbody> </table>									号数	発行日	主な掲載内容	折込	11	R3.4.12	宮城県独自の緊急事態宣言の延長と事業者支援のお知らせ	新聞	12	R3.5.11	ワクチン接種の流れの説明、事業者支援のお知らせ	新聞	13	R3.6.16	ワクチン接種実施のお知らせ、事業者支援のお知らせなど	広報	14	R3.6.28	64歳以下のワクチン接種実施のお知らせ	新聞	15	R3.8.8	ワクチン接種状況、Q&A、ワクチン接種に関する注意事項	新聞	16	R3.8.24	ワクチン接種状況、接種の予約開始日のお知らせ	広報	17	R3.10.19	未接種の方へのワクチン接種のお知らせ	新聞	18	R4.1.18	ワクチン追加(3回目)接種のお知らせ	新聞	19	R4.2.18	PCR検査センター開設のお知らせ	広報	20	R4.3.18	小児(5-11歳)ワクチン接種、3回目接種のお知らせ
号数	発行日	主な掲載内容	折込																																																	
11	R3.4.12	宮城県独自の緊急事態宣言の延長と事業者支援のお知らせ	新聞																																																	
12	R3.5.11	ワクチン接種の流れの説明、事業者支援のお知らせ	新聞																																																	
13	R3.6.16	ワクチン接種実施のお知らせ、事業者支援のお知らせなど	広報																																																	
14	R3.6.28	64歳以下のワクチン接種実施のお知らせ	新聞																																																	
15	R3.8.8	ワクチン接種状況、Q&A、ワクチン接種に関する注意事項	新聞																																																	
16	R3.8.24	ワクチン接種状況、接種の予約開始日のお知らせ	広報																																																	
17	R3.10.19	未接種の方へのワクチン接種のお知らせ	新聞																																																	
18	R4.1.18	ワクチン追加(3回目)接種のお知らせ	新聞																																																	
19	R4.2.18	PCR検査センター開設のお知らせ	広報																																																	
20	R4.3.18	小児(5-11歳)ワクチン接種、3回目接種のお知らせ	新聞																																																	
(2) インターネット媒体による情報発信 ① 市ホームページ ・トップページにコロナ関連情報の画面を大きく掲載。コロナ特設ページ設置 ・生活支援、事業者支援に関する情報、感染防止対策などの情報を掲載 ② SNSを活用した迅速な情報発信 ・市公式SNSへの登録を促進するため、登録勧奨チラシ配付や広報紙等により登録を案内 * 市公式LINEアカウント登録者数: (R3年4月1日)2,670人 → (R4年4月1日)11,959人 9,289人増加 ③ 動画配信 ・「新型コロナワクチン接種推進室による接種の流れの紹介動画」 総再生数 約 1,400回 ・「コロナに負けるな!ワンポイントアドバイス」シリーズ 全11作 総再生数 約 5,350回																																																				

新型コロナウイルス感染症対策事業

<p>施策の成果</p>	<p>成果</p> <p>(1) 「コロナ対策情報(かわら版)」を発行し、感染予防や支援事業など情報発信することで、感染防止の注意喚起と、コロナ禍で影響を受けている方に、支援につながる情報を周知することができた。</p> <p>(2) 「広報しおがま」での情報掲載に加え、「コロナ対策情報(かわら版)」を発行し、新聞折込することで、インターネットを利用しない方にも、新しい情報を届けることができた。</p> <p>(3) 市公式ホームページに感染状況や感染予防、支援事業などの情報を掲載し、特に重要な情報はトップページに掲載するなどして、多くの情報を発信し、重要な情報を分かりやすく掲載した。</p> <p>(4) 市公式SNSへの登録を促進するため、登録勧奨を進め、感染リスクの少ない市政情報発信のオンライン化を進めた。</p> <p>(5) 市公式YouTubeチャンネルに、保健師や教師、保育士、栄養士など専門職員で制作した動画「コロナに負けるな！ワンポイントアドバイス」を掲載。コロナ禍での心身の健康維持のアドバイスなど、ウィズコロナでの感染リスクを抑えた生活スタイルの普及を進めた。</p>		
<p>現況と課題</p>	<p>1. 長期化するコロナ禍で、市民の皆様の感染予防や健康維持、生活支援などの情報とともに、事業者支援情報など、継続して発信する必要があるため、これまでと同様に「広報しおがま」と「コロナ対策情報」により情報を周知する。</p> <p>2. 状況変化に応じて、最新の情報を迅速に発信するため、市ホームページやSNSを活用し効果的に情報発信を行うとともに、より多くの方へ周知できるよう、SNSの登録普及の取り組みを継続的に行う必要がある。</p>		
<p>評価</p>	<p>①行政関与の妥当性</p>	<p>C</p>	<p>A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。 E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。</p>
<p>②手段の妥当性</p>	<p>A</p>	<p>A: 妥当である。 B: ほぼ妥当である。 C: あまり妥当ではない。 D: 妥当ではない。</p>	
<p>③成果(意図した成果が上がっているか)</p>	<p>A</p>	<p>A: 上がっている。 B: やや上がっている。 C: あまり上がっていない。 D: 上がっていない。</p>	
<p>④効率性(低い場合コスト改善の余地)</p>	<p>A</p>	<p>A: 高い。 B: やや高い。 C: やや低い。 D: 低い。</p>	

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																									
施策名 (事務事業名)	しおがま健幸ポイント事業																									
予算 の 執行状況	一般会計 4 款 1 項 1 目			部課名		福祉子ども未来部 健康づくり課																				
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源																	
	5,874	3,238		0	0	0	0	0	3,238																	
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運動不足等から引き起こされる体力の低下や生活習慣病の増加を抑制するため、市民が楽しみながら主体的に健康づくりに取り組む機会を提供する。																									
施策の実績	<p>1. 事業概要 スマートフォンアプリや歩数計を活用し、歩数に応じてポイントを付与する。参加者は取得したポイントにより、すし券や地元特産品詰め合わせ等が当たる抽選に応募できる。参加費は無料。</p> <p>2. 参加者 市内在住・在勤の20歳以上の方 683名（アプリ606名、歩数計77名）</p>																									
施策の成果	<p>1. 成果指標</p> <p>①参加人数：683人</p> <p>②参加者歩数</p> <table border="1" data-bbox="657 891 1445 1055"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">塩竈市 (しおがま健幸ポイント事業)</th> <th rowspan="2">宮城県</th> <th rowspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>アプリ</th> <th>歩数計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>8,011歩</td> <td>8,207歩</td> <td>6,803歩</td> <td>7,779歩</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>5,930歩</td> <td>8,257歩</td> <td>6,354歩</td> <td>6,776歩</td> </tr> </tbody> </table> <p>③アンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩数を意識するようになった」…アプリ65%、歩数計42% ・「改めて運動する時間を設けるようになった」…アプリ20%、歩数計50% ・「満足度」…アプリ86%、歩数計90% ・継続参加希望…アプリ98%、歩数計99% <p>2. 成果</p> <p>(1) アプリの利用により、若い世代や働き世代の参加を促すことができたとともに、幅広い世代で楽しみながら体を動かす健康づくりに取り組む機会を提供できた。</p> <p>(2) インセンティブに地域特産品を取り入れることで地域経済の活性化を図ることができた。</p>										塩竈市 (しおがま健幸ポイント事業)		宮城県	全国	アプリ	歩数計	男性	8,011歩	8,207歩	6,803歩	7,779歩	女性	5,930歩	8,257歩	6,354歩	6,776歩
	塩竈市 (しおがま健幸ポイント事業)		宮城県	全国																						
	アプリ	歩数計																								
男性	8,011歩	8,207歩	6,803歩	7,779歩																						
女性	5,930歩	8,257歩	6,354歩	6,776歩																						
現況と課題	<p>コロナ禍による運動不足の懸念やコミュニケーションの希薄化が顕在化し、人とのつながりを再構築・維持し続けることが必要となっている。肥満者や血糖・血圧等の異常者の割合が多い本市にとっては、喫緊の課題である。</p> <p>今後も、心身の健康づくりに取り組むきっかけとなる、皆で楽しく身体を動かす仕掛けづくりや、普及啓発を工夫しながら続けていきたい。</p>																									
評価	①行政関与の妥当性	D	<p>A: 市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。</p> <p>B: 市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。</p> <p>C: 法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。</p> <p>D: 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方が良い事業。</p> <p>E: 目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。</p>																							
	②手段の妥当性	B	<p>A: 妥当である。</p> <p>B: ほぼ妥当である。</p> <p>C: あまり妥当ではない。</p> <p>D: 妥当ではない。</p>																							
	③成果 (意図した成果が 上がっているか)	B	<p>A: 上がっている。</p> <p>B: やや上がっている。</p> <p>C: あまり上がっていない。</p> <p>D: 上がっていない。</p>																							
	④効率性 (低い場合コスト 改善の余地)	B	<p>A: 高い。</p> <p>B: やや高い。</p> <p>C: やや低い。</p> <p>D: 低い。</p>																							

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ																				
施策名 (事務事業名)	浦戸諸島への光ファイバー整備事業																				
予算 の 執行状況	一般会計 2 款 1 項 7 目			部課名	総務部 政策課																
	予算額	決算額	決算額の 財源内訳	国庫支出金	県支出金	市債	臨時交付金	その他	一般財源												
	600,000	592,016		386,320	0	51,200	154,252	0	244												
施策の趣旨 (目的)	浦戸諸島における情報通信基盤の強化を目的に、光海底ケーブルや光ファイバー網(通信伝送路)の整備を行うことで島内の生活環境や教育環境の向上を図る。																				
施策の実績	<p>整備内容</p> <p>(1) 光海底ケーブル等整備</p> <p>(2) 浦戸諸島内光ファイバー網整備</p> <p>(3) 市営汽船待合所・渡船乗場(7カ所)に公衆無線LAN(無料Wi-Fi)整備</p> <p>【公衆無線LAN(無料Wi-Fi)設置箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桂島区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>石浜区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>野々島区</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>寒風沢区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>朴島区</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>									地区名	箇所数	桂島区	1	石浜区	1	野々島区	3	寒風沢区	1	朴島区	1
地区名	箇所数																				
桂島区	1																				
石浜区	1																				
野々島区	3																				
寒風沢区	1																				
朴島区	1																				
施策の成果	<p>成果</p> <p>(1) 浦戸諸島全体に本土同等レベルのブロードバンドサービスを提供することができた。</p> <p>(2) 市営汽船待合所・渡船乗場(7カ所)に公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を整備したことにより、観光客の利便性を高め島内の回遊性向上を図ることができた。</p>																				
現況と課題	<p>1. 浦戸において17回線が旧ブロードバンドシステム「しまねっと」に加入している。光回線工事完了に伴い、令和4年6月末でサービスを終了することから、浦戸島民に対して周知を行い、希望者に対して光回線サービスの利用促進を図る。</p> <p>2. これまで以上に高速回線を利用することが可能となったことから、今後、GIGAスクール構想の推進、観光やビジネス機会の創出について検討していく。</p>																				
評価	①行政関与の妥当性	D	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。																		
	②手段の妥当性	B	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。																		
	③成果 (意図した成果が上がっているか)	B	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。																		
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。																		

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナ対策事業パッケージ	① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ								
施策名 (事務事業名)	特定健康診査等事業費(国保)								
予算 の 執行状況	国民健康保険 事業特別会計	5	款	1	項	1	目	部課名	福祉子ども未来部 健康づくり課
	予算額	4,323	決算額	4,322	決算額の 財源内訳	0	0	0	0
施策の趣旨 (目的)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となった国保特定健診等について、感染症予防の対策を行うとともに、健診日の増加や会場の変更等による分散化を図り、住民が安心して受診できる環境を整備する。								
施策の実績	<p>1. 事業内容 集団健（検）診会場における三密回避の他、サーキュレーターへの配備、手指消毒やマスクの着用等の感染予防対策を講じる。</p> <p>2. 事業実績 需用費 130千円（サーキュレーター、CO2センサー等） 委託料 3,974千円（健診日程増加分委託料等） 使用料 218千円（会場使用料）</p>								
施策の成果	<p>成果 健診会場での検温の実施や、健診日程の増加による受診者の分散等により、新型コロナウイルス感染症拡大予防に努めた。 事業実施において、新型コロナウイルス感染症の感染者は発生しなかった。感染対策が一定の役割を果たしたと考えられる。</p>								
現況と課題	<p>本事業を活用し、コロナ禍においても例年と同内容の健診を実施することができた。今後も感染症予防について、継続した対策が必要である。</p>								
評価	①行政関与の妥当性	A	A:市が直接実施するよう法律等で義務づけられているもの。 B:市が実施するよう法律等で義務づけられているが、間接実施が可能なもの。 C:法律等の義務はないが、公共性が高く、民間ではサービス提供が困難なもの。 D:民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業。 E:目的が達成されたもの、又は市の関与の必要性が低く、今後は縮小・廃止すべき事業。						
	②手段の妥当性	A	A:妥当である。 B:ほぼ妥当である。 C:あまり妥当ではない。 D:妥当ではない。						
	③成果 (意図した成果が上がっているか)	B	A:上がっている。 B:やや上がっている。 C:あまり上がっていない。 D:上がっていない。						
	④効率性 (低い場合コスト改善の余地)	B	A:高い。 B:やや高い。 C:やや低い。 D:低い。						